

男女共同参画基本計画に関する施策の方向性等について

厚生労働省作成

施策名 (3) 性犯罪への対策の推進

1 今後の方向性、検討課題等

性的虐待を含め、児童相談所で処理した児童虐待の実態については、毎年、社会福祉行政業務報告による調査を実施しており、国民に対し児童虐待についての理解を促すため、ポスターの作成等の啓発を行っている。

しかしながら、性的虐待については、

一見して明らかな身体的所見を伴うことが少ないこと、

基本的に被害を受けた児童本人からの訴えが重要な手がかりとなるが、家族崩壊への不安や事実を話すことへの強いためらいなど、被害を受けていることに対して極めて複雑な感情を抱いていることが多く、自らなかなか訴え出ないこと、

などから発見がしづらく、正確に実態把握することが困難であるといった課題がある。

また、日頃からの児童福祉司などの児童福祉関係職員が、主に思春期の子どもの心の問題に対応するスクールカウンセラーなどの学校関係者との緊密な連携を図っていくことも、性的虐待の発見のためには必要である。

今後とも、性的虐待については厚生労働科学研究などを活用して研究するとともに、関係機関との連携強化を図るなど、性的虐待の早期発見や適切なケアの充実に努める。

2 参考データ等

平成12年度から平成14年度の3年間「性的搾取及び性的虐待被害児童の実態把握及び対策に関する研究」(主任研究者 北山秋雄)を実施し、性的被害の実態を保健、福祉、医療、司法の立場から検討し、早期発見の方法、地域における関係機関相互の協力体制の構築方法、性的被害者への初期対応に関するガイドライン作成に向けた研究を実施。

また、平成14・15年度の2年間「性的虐待事例への援助方法に関する研究」(主任研究者 萩原總一郎)を実施し、児童相談所における性的虐待相談の取り組み状況、職員の意識、性的虐待事例分析等を調査し、性的虐待に関する発見・介入・援助のための技術及びプログラムを検討。

児童虐待に関するデータ

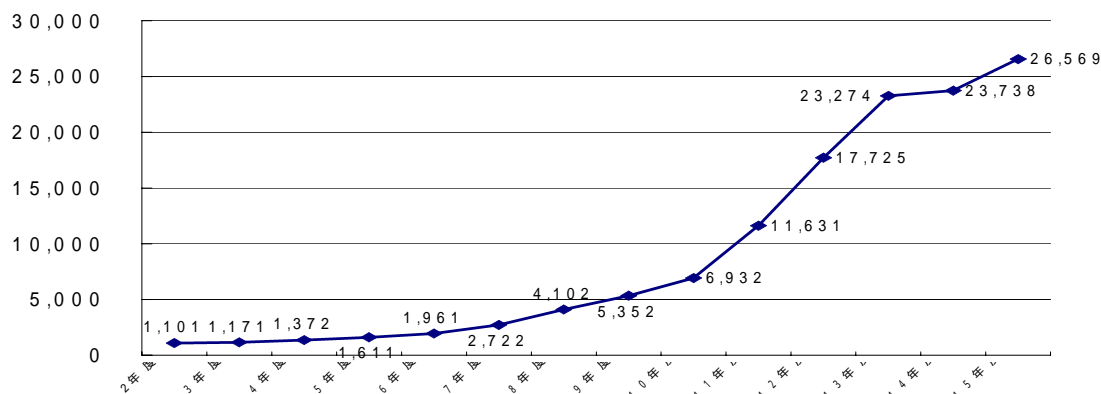
子ども虐待対応の手引き

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(概要)

児童福祉法の一部を改正する法律(概要)

児童虐待に関するデータ

1 児童相談所における虐待に関する相談処理件数の推移



2 虐待の経路別相談件数

| | 総数 | 家族 | 親戚 | 近隣知人 | 児童本人 | 福祉事務所 | 児童委員 | 保健所 | 医療機関 | 児童福祉施設 | 警察等 | 学校等 | その他 |
|------|------------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 13年度 | (100%) 23,274 | (18%) 4,077 | (3%) 666 | (14%) 3,312 | (1%) 263 | (14%) 3,266 | (3%) 637 | (5%) 1,223 | (4%) 971 | (6%) 1,290 | (6%) 1,508 | (13%) 3,025 | (13%) 3,036 |
| 14年度 | (100%) 23,738 | (17%) 4,145 | (3%) 742 | (13%) 3,101 | (1%) 325 | (15%) 3,567 | (3%) 619 | (6%) 1,411 | (5%) 1,152 | (6%) 1,349 | (6%) 1,401 | (12%) 2,882 | (13%) 3,044 |
| 15年度 | (100%) 26,569 | (16%) 4,390 | (3%) 823 | (13%) 3,435 | (1%) 351 | (14%) 3,725 | (2%) 639 | (3%) 879 | (5%) 1,235 | (6%) 1,488 | (6%) 1,478 | (15%) 3,918 | (16%) 4,208 |

(その他は、行政機関窓口、自治体の単独事業など)

3 虐待の内容別相談件数

| | 総数 | 身体的虐待 | 保護の怠慢 ないし拒否 (ネグレクト) | 性的虐待 | 心理的虐待 |
|--------|------------------|-------------------|---------------------------|---------------|------------------|
| 平成13年度 | (100%) 23,274 | (46.5%) 10,828 | (37.8%) 8,804 | (3.3%) 778 | (12.3%) 2,864 |
| 平成14年度 | (100%) 23,738 | (46.1%) 10,932 | (37.7%) 8,940 | (3.5%) 820 | (12.8%) 3,046 |
| 平成15年度 | (100%) 26,569 | (45.2%) 12,022 | (38.2%) 10,140 | (3.3%) 876 | (13.3%) 3,531 |

4 主たる虐待者

| | 総 数 | 父 | | 母 | | その他 |
|--------|------------------|------------------|-----------------|-------------------|---------------|-----------------|
| | | 実 父 | 実父以外 | 実 母 | 実母以外 | |
| 平成13年度 | (100%) 23,274 | (22.6%) 5,260 | (6.4%) 1,491 | (63.1%) 14,692 | (1.4%) 336 | (6.4%) 1,495 |
| 平成14年度 | (100%) 23,738 | (22.4%) 5,329 | (6.7%) 1,597 | (63.2%) 15,014 | (1.6%) 369 | (6.0%) 1,429 |
| 平成15年度 | (100%) 26,569 | (20.8%) 5,527 | (6.2%) 1,645 | (62.9%) 16,702 | (1.8%) 471 | (8.4%) 2,224 |

5 被虐待児童の年齢構成

| | 総 数 | 0～3未満 | 3～学齢前児童 | 小学生 | 中学生 | 高校生・その他 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 平成13年度 | (100%) 23,274 | (20.4%) 4,748 | (29.4%) 6,847 | (35.8%) 8,337 | (10.4%) 2,431 | (3.9%) 911 |
| (そのうち 性的虐待) | (100%) 778 | (1.9%) 15 | (10.3%) 80 | (28.9%) 225 | (36.6%) 285 | (22.2%) 173 |
| 平成14年度 | (100%) 23,738 | (20.8%) 4,940 | (29.2%) 6,928 | (35.3%) 8,380 | (10.5%) 2,495 | (4.2%) 995 |
| (そのうち 性的虐待) | (100%) 820 | (2.2%) 18 | (9.8%) 80 | (25.1%) 206 | (37.3%) 306 | (25.6%) 210 |
| 平成15年度 | (100%) 26,569 | (20.1%) 5,346 | (27.2%) 7,238 | (36.5%) 9,708 | (11.7%) 3,116 | (4.4%) 1,161 |
| (そのうち 性的虐待) | (100%) 876 | (1.9%) 17 | (9.6%) 84 | (30.0%) 263 | (34.8%) 305 | (23.6%) 207 |

6 虐待相談の処理状況

| 年 度 | 総 数 | 施設入所 | 里親等委託 | 面接指導 | そ の 他 |
|--------|------------------|------------------|---------------|-------------------|-----------------|
| 平成12年度 | (100%) 17,725 | (14.3%) 2,527 | (0.5%) 91 | (76.7%) 13,596 | (8.5%) 1,511 |
| 平成13年度 | (100%) 23,310 | (12.3%) 2,857 | (0.6%) 149 | (78.9%) 18,398 | (8.2%) 1,906 |
| 平成14年度 | (100%) 23,857 | (11.3%) 2,698 | (0.7%) 172 | (80.1%) 19,118 | (7.8%) 1,869 |

(その他は、児童委員指導、福祉事務所送致、訓戒・誓約など)

子ども虐待対応の手引き（抜粋）

4．性的虐待への対応

性的虐待は虐待を受けた子どもの精神的危険の高い虐待であり、その対応は、虐待をしている人と分離させることが基本である。しかし、事実確認が非常に困難であったり、子どもの心理的なアンビバレンツのために分離がなかなかうまく行かないこともある。そのために、援助者のフラストレーションが溜まることが多いタイプの虐待といえる。対応のステップを以下に示すが、例外も多く、柔軟な対応が必要である。

(1) 被虐待児への面接

虐待発見のきっかけは、本人の開示によるものもあれば、他者からの疑いの場合もある。いずれにしても、まず、被虐待児に面接をすることが重要である。以下の点に注意する。

年齢によって面接の方法は異なるが、人形を使ったりして、虐待の状況を表現しやすくする。

面接は会話の内容だけでなく、使われている言葉や行動全体に注意を払う。その年齢では知り得ない言葉や行動、体験していなければ使われない言葉、などといったことが判断の材料になるからである。

面接者が動じないで、性的な表現もストレートに行う。面接者がストレートな表現をすることで子どもが話しやすくなる。

面接者は性的な質問の仕方に慣れておく必要がある。

子どもが安心できるような関わりを取りながら、徐々に聞いていく。

その時の子どもの感情に敏感であることが求められる。

子どもが罪悪感を持っていることが多いので、その点についての配慮を行う。

虐待の場面だけではなく、家族の生活時間や家の間取りなどについても聞いておくとよい。

性的虐待に関しては、必ずしもいやな思いだけでなく、愛されているとか自分の存在が認められているというポジティブな感覚を持っている子どもも多い。また、性的快感を感じている子どももいる。その点に関しての罪悪感や恥の感情を持たせないように配慮する。

虐待について話すことは子どもに新たな罪悪感と不安を生じさせることが多いので、話し終わってからその不安を軽減させる対応を図る。話をした勇気を誉め、そのことが保護者を裏切ったことにはならないことを伝えておく。年少児の場合には、質問が終わった後に子ども主体の遊びをさせて、そのなかで不安を軽減させる。

年長児の場合には、法律的な対応方法についても伝えておくようにする。

子どもにとって、虐待状況を他人に話すことは非常に心理的負荷の大きいものである。何回も同じことを聞くことはさけ、同性の安心できる担当者が一貫して面接する方がよい。

子どもは自分の言動がどのような結果を招くか不安である。子どもの状況に応じて、今後の見通しについて伝えておくようにする。

(2) 保護者との面接

虐待をしていると考えられる保護者とも、虐待をしていない保護者とも面接をする必要がある。できるだけ個別に面接を行う。虐待をしている保護者は、一回で認めることは少ない。「誤解されるようなことをしたかもしれない」といったように、部分的に認めることもある。相手を責める形ではなく、しかし、毅然とした態度で面接を行うことが望ましい。直接虐待をしていない保護者との面接も非常に重要である。父親から娘への性的虐待の場合、母親が子どもの言葉を信じるか父親側に立つかは子どもの精神的予後を左右すると言われている。虐待をしていない保護者も虐待の事実を知っていながら否定することも少なくない。家族力動を十分見据えて対応していかないと、後の処遇を困難にすることもある。

(3) 調査

他の虐待と同様、学校や関係者から情報を得ることも必要である。プライバシーに十分配慮しながら対応する。

(4) 分離の際の注意点

子どもにとっては分離されることは非常に不安である。子どもにとって信頼できる相手をまず確保することである。そのためには、子どもの居住先を頻回に変えることは望ましくない。また、本人が打ち明けた相手がいれば、その人が頻回に本人と会うことも必要である。心的外傷の癒しはその段階から始まっているのである。

(5) 医学的チェック

性器および性感染症（STD）のチェックのため、医学的診察と検査を行う。必要であれば、加療する。

(6) 子どもへの援助

二度と同じことが起きない安全な環境を与えることがもっとも重要である。したがって、虐待者からの分離が基本である。その上で、以下のような心理的援助を行う。

自己評価の低下を防ぐ

ア．虐待を受けたからといって自分が汚い存在ではないことを認識させる。

イ．自分が悪いわけではないことを認識させる。

ウ．性関係がなくても自分が認められていることを認識させる。

被虐待を繰り返すことを防ぐ

ア．性的関係は大人から子どもへの愛情とは別であることを認識させる。

イ．「No」という勇気を持たせる。

ウ．自分を守る行動を教育する（部屋に鍵をかける、挑発的行動を避ける）

正常な性行動の発達を促す

ア．愛情と性の分離を促す。

イ．誘惑的な行動をしないような教育をする。

ウ．自分を大切にするような教育をする。

虐待者への感情を整理し、言語化する
ア．虐待者へのすくむような恐怖を表現する。
イ．虐待者への怒りを表現する。
ウ．虐待者への愛情と憎しみのアンビバレンツな感情を表現し、それが受け入れられる体
験をする。

(7) 虐待者への援助

虐待者に罪悪感を感じる能力があるかどうか大きな分かれ目となる。
虐待の事実を認めさせる...虐待をした自分と直面させる。
虐待をしない状況作りをする...例) 飲酒を避ける、部屋を別にし、鍵のかかる部屋にするなど。
被虐待者の恐怖を理解させる。
可能な時には同居に戻れる条件をはっきりさせる。
同居に戻る前には被虐待児とのコミュニケーションを助ける。

(8) 家族への援助

虐待の事実を家族が認めることを援助する(家族が否認することも多い)。
被虐待児を守ることが必要であることを理解させる。
性的虐待が子どもにとって重篤な精神的問題となることを理解させる。
きょうだいに同様の虐待が起きないような対策を講じる。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

1 児童虐待の定義の見直し

保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者によるネグレクトの一類型として児童虐待に含まれるものとする。

児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含まれるものとする。

2 国及び地方公共団体の責務の改正

児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立の支援まで、これらの各段階に国及び地方公共団体の責務があることを明記するものとする。

国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、関係者に研修等の必要な措置を講ずるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方その他必要な事項について、調査研究及び検証を行うものとする。

3 児童虐待に係る通告義務の拡大

児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、現行法よりもその範囲を拡大するものとする。

4 警察署長に対する援助要請等

児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならないものとする。

の援助を求められた警察署長は、必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、必要な措置を講じさせるよう努めなければならないものとする。

5 面会・通信制限規定の整備

保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われている場合についても、児童との面会・通信を制限できることを意図した規定を整備するものとする。

6 児童虐待を受けた児童等に対する支援

児童虐待を受けたために学業が遅れた児童への施策、進学・就職の際の支援を規定するものとする。

7 施行期日

この法律は、平成16年10月1日から施行するものとする。

児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待防止対策等の充実・強化、新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じる。

児童虐待防止対策等の充実・強化

児童相談に関する体制の充実（平成17年4月施行）

児童福祉施設・里親等の見直し（平成17年1月施行）

保護を要する児童に関する司法関与の強化（平成17年4月施行）

[相談体制]

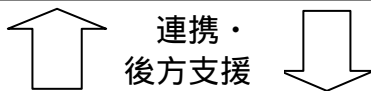
市町村

〔児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化〕

虐待を受けた児童など要保護児童に対する支援のネットワークの運営等に関する規定を整備し、虐待の予防や早期発見を促進。

支援内容を一元的に把握する機関を選定し、児童の状況を的確に把握。

ネットワーク参加者に対する守秘義務を設け、情報提供を促進。



連携・
後方支援

都道府県(児童相談所)

専門性の高い困難事例への対応・
市町村の後方支援に役割を重点化

指定都市に加え、政令で定める市に
児童相談所を設置可能に

家庭裁判所

児童の保護者に対する児童相談所による指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みの導入

[保護を要する児童に対する支援]

里親

監護・教育・懲戒に関する
権限を法律上明確化

児童福祉施設

ケアの連続性に配慮し、
児童福祉施設の年齢要件
を見直し

| | (現行) | (改正案) |
|--------|--------------|-------------|
| 乳児院 | 2歳未満 | 小学校 就学前 |
| 児童養護施設 | 1歳未満 は対象外 | 1歳未満 も対象 |

施設の業務として退所児童への援助を位置付け

自立援助ホーム

自立促進のため、就労に関する相談・助言を新たに規定

措
置

司法関与
の強化

新たな小児慢性特定疾患対策の確立

長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を創設。（平成17年4月施行）

その他

保育料収納事務の私人委託（平成17年4月施行）

児童売買等に関する国民国外犯処罰規定（関連条約の発効日に施行）